様式２

令和　　年　 月　 日

くるみの義務化に向けた検証及び検査法の開発業務一式

消費者庁食品表示企画課担当者　殿

誓　約　書

１．検査法開発事業者は、本業務の方針を良く理解し、受託業者及び消費者庁食品表示企画課担当者の方針に従わなければならない。

２．検査法開発事業者は、下記いずれか又はその全てについて充足していることを選定の条件としていることから、契約期間中において、引き続き留意の上、業務遂行に当たること。

（１）たんぱく質化学や分子生物学の専門知識や経験を有し、またそれらに基づく食物アレルギー検査法の開発能力があること。

（２）審査のある学術雑誌への掲載の経験があること。

（３）自社（グループ会社を含む）で製造・販売している加工食品のアレルギー表示による管理の重要性を理解し、それを積極的に対応できる意欲と能力を有していること。

（４）くるみを原材料とした加工食品を製造・販売し、その原材料供給や種類・品種に精通していること。

（５）開発された技術について、公定法に採用する場合、地方公共団体等が検査のためにこの技術を用いるに当たって、使用料の支払いなど特許に基づく負担が生じることにならないよう配慮できること。

３．検査法開発の企画から開発段階まで食品等の試験及び検査並びにこれに必要な研究を行うことを所掌事務としている国立医薬品食品衛生研究所において、分析方法の開発及びその検査法の妥当性確認試験を行い、結果を精査することとしているため、適宜連携すること。

４．その他

（１）検査法開発事業者が開発された技術の全て又はその一部について、特許出願することを妨げるものではないが、可能な限りその他の検査法開発事業者に配慮することが望ましい。開発事業者が特許出願をする場合には、消費者庁食品表示企画課担当官に直接連絡すること。

（２）検査法開発事業者は、受注業者により定められた期日までに、仕様書に定める事項を確実に行い、成果物を納入すること。成果物として納入した成果物に瑕疵が発見された場合には、補修しなければならない。

（３）検査法開発事業者は、本事業で知り得た情報を第三者に漏えいしてはな

らない。

（４）検査法開発事業者は、（１）に定める場合を除き、本事業のデータ等を本事業の目的以外に使用してはならない。また、本事業のデータ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、発注者の指示に従わなければならない

（５）契約期間中及び契約期間終了後においても、業務実施に際して知り得た発注者の事業上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

検査法開発事業者名

代表担当者名